

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 21 年 8 月 31 日・東京都規則第 126 号

1 概要

(1) 改正理由

平成 20 年第 2 回定例会可決の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成 20 年東京都条例第 93 号）の温室効果ガス排出量の削減等に関する規定の施行に伴う改正

(2) 改正内容

- ア 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減に関する規定
その他ガス削減量、都内削減量、都外削減量等に関することを規定
- イ 地域におけるエネルギーの有効利用（エネルギー有効利用計画書制度）に関する規定
特定開発事業の規模、省エネルギー性能目標値の設定、有効利用が可能なエネルギー、エネルギー有効利用計画書の提出期限、地域エネルギー供給計画書の作成、地域冷暖房区域の指定・取消し、熱供給の受入検討義務等に関することを規定
- ウ 建築物に係る環境配慮の措置（建築物環境計画書制度）に関する規定
特定建築物、大規模特定建築物及び特別大規模特定建築物の規模、省エネルギー性能基準、マンション環境性能表示の改正、省エネルギー性能評価書の作成・交付等に関することを規定

2 施行日

(1) 1 (2) アについて

平成 21 年 8 月 31 日

(2) 1 (2) イについて

平成 22 年 1 月 1 日

(3) 1 (2)ウについて

平成 22 年 1 月 1 日 (制度強化及びマンション環境性能表示の賃貸広告への適用を含む。)

平成 22 年 10 月 1 日 (対象規模の拡大)

3 問い合わせ先

(1) 1 (2)アについて

環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03-5388-3465

内線 42-171

(2) 1 (2)イについて

環境局都市地球環境部環境都市づくり課エネルギー有効利用計画担当

直通 03-5388-3515

内線 42-755

(3) 1 (2)ウについて

環境局都市地球環境部環境都市づくり課建築物制度準備担当

直通 03-5388-3515

内線 42-753